

1. 計画の背景と目的

●地球温暖化がもたらす影響

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて化石燃料の使用を増大させた結果「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

地球温暖化の進行は、海面の上昇や異常気象を起こすおそれがあるとともに、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼします。

これらの影響を回避・軽減するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要となっています。

●計画の目的

「甲良町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき策定するもので、本町の事務・事業における温室効果ガスの排出量を削減し、吸収作用を保全及び強化するため、本計画の対象施設における省エネルギー化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入に向けた目標を定め、具体的な措置と推進体制を定めるものです。

●対象とする範囲と温室効果ガスの種類

本計画の対象となる事務・事業の範囲は、本町の事務事業に係る 34 施設とします。

また、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 種類ですが、本計画では特に排出量の多い二酸化炭素に着目して削減計画を策定します。

●計画期間と基準年度

本計画の対象期間は 2019 年度（平成 31 年度）から 2030 年度（平成 42 年度）までとします。

計画の見直しについては、計画期間のおよそ中間年にあたる 2025 年度（平成 37 年度）に実態把握及び評価を行うとともに、情勢等が大きく変化した場合などは、その都度見直しを行います。

また、目標年度に対する削減量などの割合又は量を示すための基準となる年度として、2013 年度（平成 25 年度）を基準年度と定めます。

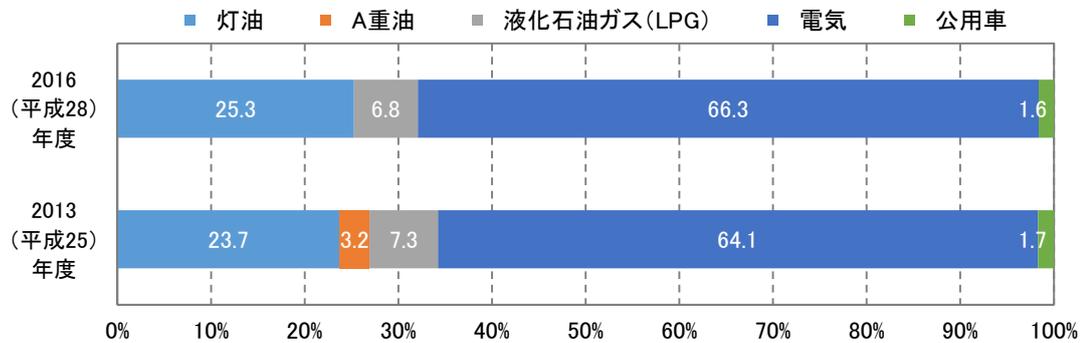
計画期間のイメージ



2. 温室効果ガス（CO₂）の排出状況

2016年度（平成28年度）の本町の事務事業における温室効果ガス排出量は2,062.5t-CO₂で基準年度である2013年度（平成25年度）の排出量と比較し7.0%の減少となっています。また、2016年度（平成28年度）におけるエネルギー別のCO₂排出量の構成比は、電気の使用によるものが最も多く（66.3%）、次いで灯油（25.3%）、液化石油ガス（6.8%）となっています。

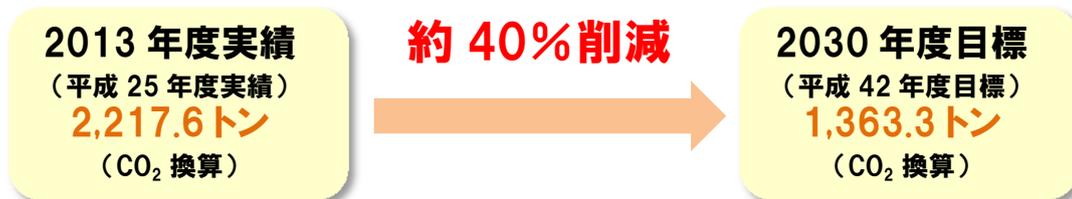
エネルギー種別 CO₂ 排出量構成比



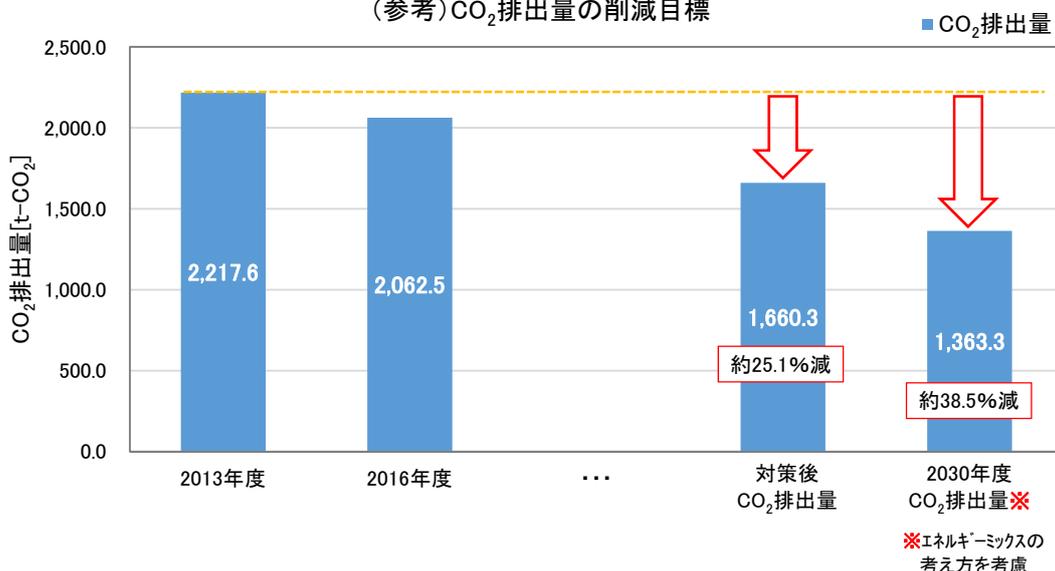
3. 温室効果ガス総排出量等の削減目標

本計画では、「温室効果ガス総排出量」の内、エネルギー起源のCO₂削減を主に取り組むこととし、目標を国の地球温暖化対策計画（中期目標）に準拠し、2013年度を基準に2030年度にCO₂排出量を約40%削減します。

温室効果ガス排出量の削減に向けては、施設の利用や提供サービスに支障をきたすことのないよう注意を払いながら、削減目標に向けて対策を推進していきます。



(参考)CO₂排出量の削減目標



4. 目標達成に向けた取組

● 目標達成に向けた取組の基本方針

■ 再生可能エネルギー等の活用

- 太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギー等の活用により、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

■ 省エネルギー化の推進と循環型社会の構築

- 公共施設における環境配慮型の設備機器等への改修・更新を計画的に推進するとともに、公共施設の更新時は、省エネ建築物等への建替えを検討します。
- 職員一人ひとりが日常的な事務活動や施設管理において、省エネルギーなどに取り組みます。
- リユース、リサイクル、ごみの分別・排出などの取組を通じて、廃棄物の再資源化や減量化を推進します。
- 省エネやグリーン購入の取組の必要性や効果を職員や町民・事業者へ普及・啓発するなど、協働・連携した地球温暖化対策を推進します。

■ カーボン・マネジメント体制の確立

- 地球温暖化対策を推進していくため、現在の庁内の体制を強化・拡充し、庁内での役割を明確化した多層的なP D C Aサイクルを有するカーボン・マネジメント体制の確立を図ります。
- 温室効果ガス排出量を各施設の所管課が把握することによって継続的な改善を実施し、また、算定に係る事務局の事務負担の効率化を目指して温室効果ガス排出量算定システムを導入します。

● 重点的な取組

■ 省エネルギー診断対象施設における各種対策の実施

- 2018年度（平成30年度）に温室効果ガス排出量の多い施設や老朽化による設備更新が必要な各種施設から、本町におけるカーボン・マネジメント推進の「モデル施設」となる甲良町役場、甲良町公民館、保健福祉センター、甲良中学校、地域総合センターふれあいの館について省エネルギー診断を実施しました。
- これら主要施設の設備更新や運用改善を重点的に取り組むとともに、設備更新にあわせてエネルギー・マネジメントシステム（EMS）を導入し、対策効果の見える化及び点検・評価することによって、各類似施設への横展開を図ります。

■ CO₂削減目標達成に向けたロードマップ

省エネルギーの推進	重点取組	省エネ診断実施施設における設備更新・運用改善の実施	運用改善の継続的な実施と改善
	行政系施設等	(省エネ診断実施施設における成果を踏まえ後期で他施設への省エネ対策の展開を図る。)	照明のLED化
	教育系施設		空調設備の更新
	事業系施設		照明のLED化
			その他
再生可能エネルギーの導入	太陽光発電導入コスト等の試算	有望施設への太陽光発電導入	
カーボン・マネジメントの推進	カーボン・マネジメント推進体制の強化		
その他	温室効果ガス削減に向けた取組（車の利用の適正化、各種研修等）		
		2019 ～ 2024年度	2025 ～ 2030年度
		前期	後期

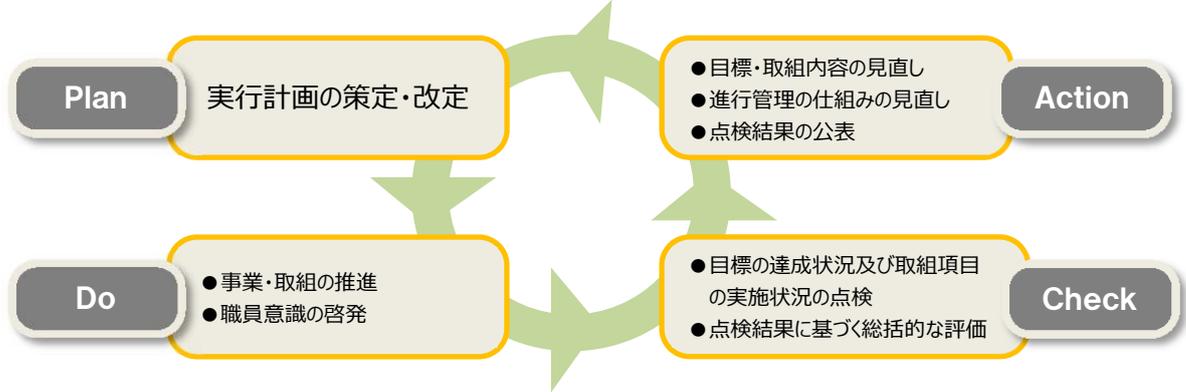
5. 本計画に基づく取組の進行管理の仕組み

● 進行管理の方法と体制

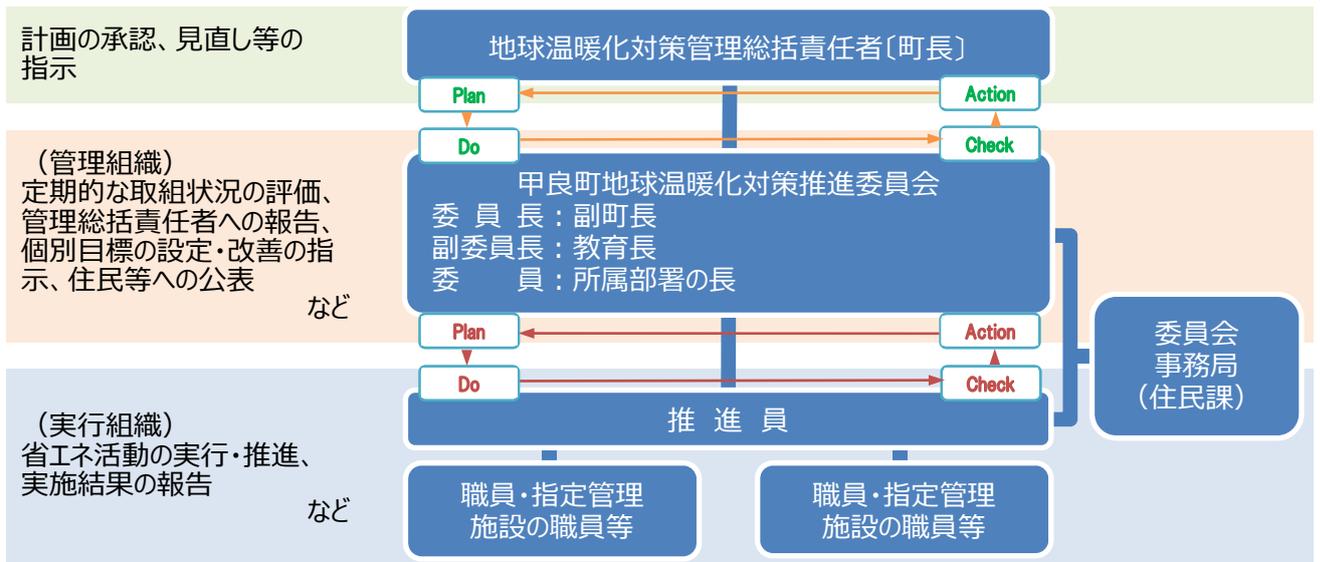
本計画の実効性を高めるためには、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、全職員が関連する取組項目を実践していくことが重要です。

そこで、町長を「地球温暖化対策管理総括責任者」、副町長を「地球温暖化対策推進委員会委員長」とする継続的で多層的な PDCA の運用を行うカーボン・マネジメント体制を構築します。

進行管理における P D C A サイクルの概念図



甲良町におけるカーボン・マネジメント運用体制



● 実施状況の点検・評価と公表

実施状況の点検・評価は、本計画に掲げた目標の達成に向けて、取組が適切に行われ、当該目標が達成されているかという判断を行います。

委員会事務局は、毎年 1 回、各部局推進員を通じてエネルギー使用量、公用車燃料使用量等の実績を収集し、年間排出量を算出します。

排出量は、甲良町地球温暖化対策推進委員会にて報告し取組内容を評価した上で、取組方針等の修正を行います。

また、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 に基づき、町のウェブサイトや広報を通じ、計画の内容や温室効果ガスの排出量などについて広く公表します。

甲良町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】概要版 平成 31 年 2 月発行
 甲良町 住民課
 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在土 353 番 1
 電話：0749-38-3311 (代表) ファックス：0749-38-5072